

退職された方の被扶養者認定における申請手続きについて

慶應義塾健康保険組合

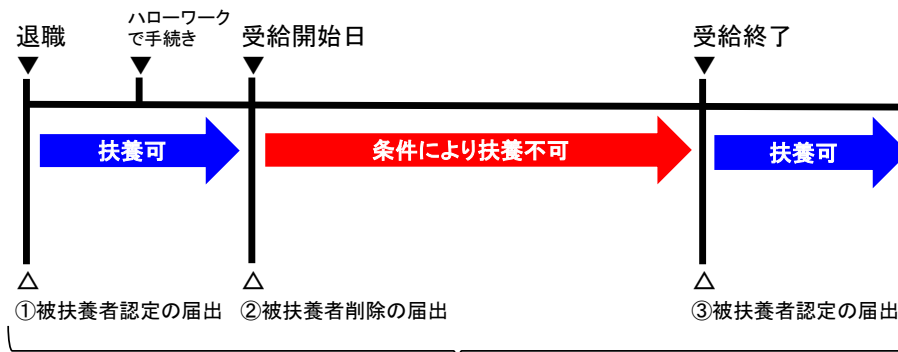
退職で、求職中のために雇用保険の失業給付を受給する場合、**基本手当日額が3,612円(60歳以上は5,000円)を超える方は、被扶養者として認定することができません。**

ただし、受給開始までの待期間および給付制限期間中は、被保険者により主として生計維持される場合、被扶養者認定の届出が可能です。

基本手当日額が上記の基準額を超え、給付金を受給している期間に、当健康保険組合の保険証を使用した場合は、後日医療費の返還請求をいたします。

※雇用保険からの給付金(失業給付または傷病手当)、健康保険からの傷病手当金や出産手当金等の休業補償を受けている方は、その受給期間中は原則認定対象外となります。

《手続きの流れ》



①～③は、当健保組合への手続きです。

《届出時の提出書類》

届出の種類	提出期限	提出書類
①被扶養者認定の届出	事 象 発 生 日 か ら 5 日 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ・家族(被扶養者)異動届 ・世帯全員の住民票 ⇒続柄記載、マイナンバー記載なし、発行から3ヵ月以内のもの ・退職日を証明する書類の原本 ⇒退職証明書または健康保険資格喪失証明書等 ・雇用保険の取扱に関する申立書
②被扶養者削除の届出		<ul style="list-style-type: none"> ・家族(被扶養者)異動届 ・雇用保険受給資格者証の両面の写し(後日提出可) ⇒初回認定後、「認定(支給)期間」および「支給金額」に印字があるもの
③被扶養者認定の届出		<ul style="list-style-type: none"> ・家族(被扶養者)異動届 ・世帯全員の住民票 ⇒続柄記載、マイナンバー記載なし、発行から3ヵ月以内のもの ・雇用保険受給資格者証の両面の写し(後日提出可) ⇒最終認定後、「支給終了」の印字があるもの